

## **堺市・美原町合併協議会 関係資料**

堺市・美原町基礎資料	1
堺市と美原町との合併問題に関する協議経過等	2
市町村合併の手続きの概要	3
新設合併と編入合併の比較	4
市町村合併に関する国・府の支援措置	5
合併特例法の概要	6
政令指定都市制度の概要と移行による効果	9

堺市・美原町勢基礎資料

	堺 市	美 原 町
沿 革	明 22 市制施行 明 27 向井村大字七道編入 大 9 向井町、湊町編入 大 14 舳松村編入 大 15 三宝村編入 昭 13 神石村編入 昭 13 五箇荘村、百舌鳥村、 金岡村編入 昭 17 浜寺町、鳳町、踞尾村、 八田荘村、深井村、東 百舌鳥村編入 昭 32 北八下村編入(松原市 に帰属した地域を除 く) 昭 33 南八下村編入(美原町 に帰属した地域を除 く) 昭 33 日置荘町編入 昭 34 泉ヶ丘町編入 昭 36 福泉町編入 昭 37 登美丘町編入	昭 31 町制施行(平尾村、黒 山村、丹南村合体) 昭 32 美原町丹南 松原市 へ 昭 33 南大阪町多治井編入 南八下村大饗、小寺、 菩提地区編入
面 積*	1 3 6 . 7 9 k m <sup>2</sup>	1 3 . 2 0 k m <sup>2</sup>
人 口*	7 9 2 , 0 1 8 人	3 7 , 6 1 8 人
世 帯 数*	2 9 7 , 5 3 2 世帯	1 1 , 6 3 6 世帯
人口密度 *	5 , 7 9 0 人 / k m <sup>2</sup>	2 , 8 5 0 人 / k m <sup>2</sup>
昼夜間人口比率*	9 2 . 4 %	1 0 4 . 9 %
高齢化率 *	1 4 . 8 %	1 5 . 2 %
職員数(15.4)	6 , 4 4 1 人	4 1 2 人
議員定数(15.4)	5 2 人	1 8 人
普通会計歳出決算(13年度)	2 , 5 9 4 億円	1 2 6 億円
経常収支比率(13年度)	9 6 . 5 %	8 8 . 4 %

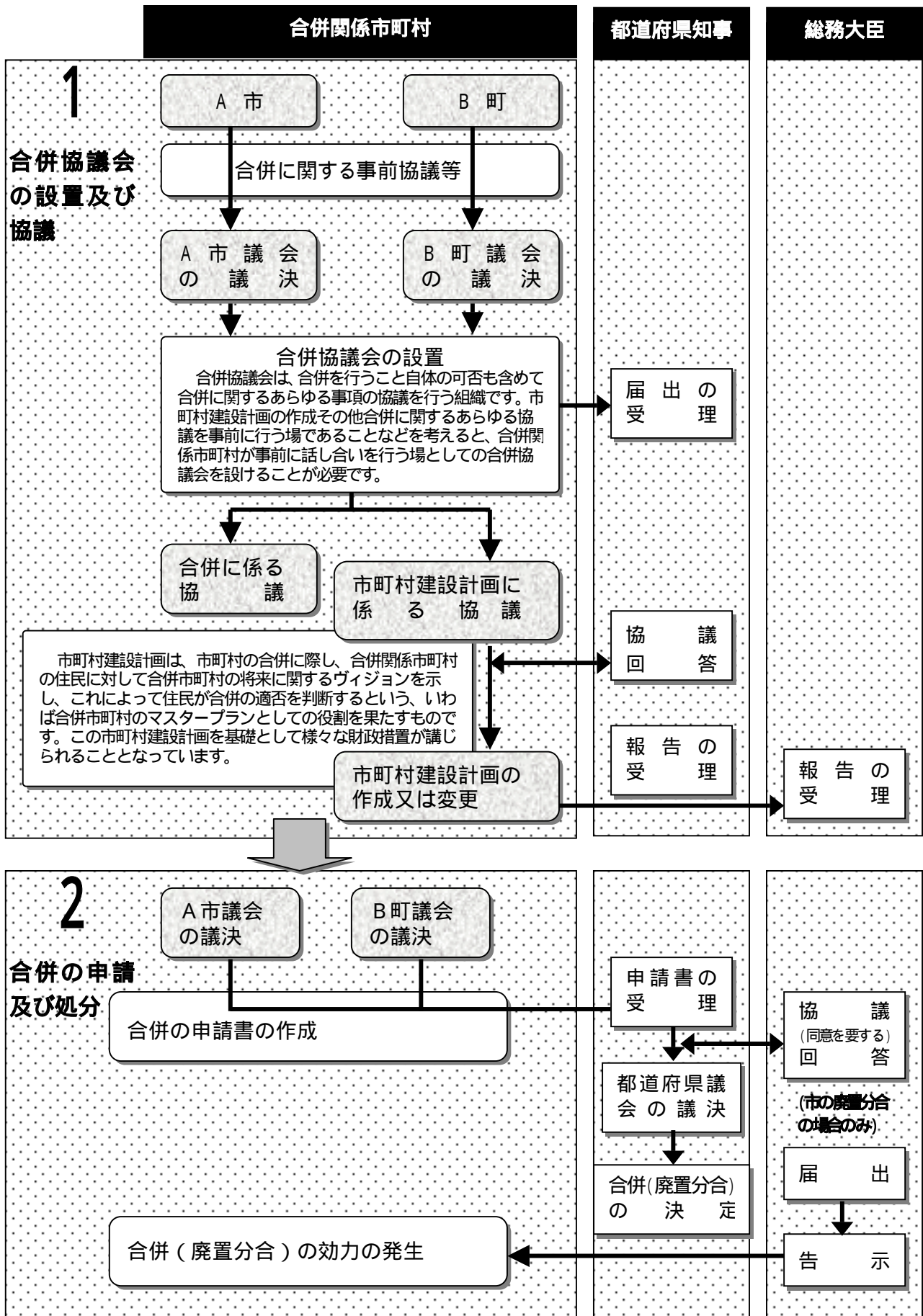
\* 平成12年国勢調査

経常収支比率 = 財政のゆとりを見るための指標。数値が低いほど、投資的な事業を行ったり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応可能。

## 堺市と美原町との合併問題に関する協議経過等

	堺市・美原町の協議		国・大阪府の動き
H7.5	「堺市・美原町広域行政課題連絡協議会」設置 広域的な連携方策についての研究活動を実施	H7.5	地方分権推進法制定 対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の構築、地方公共団体の自主性・自立性の高揚
		H11.7	合併特例法改正 住民発議制度・地方交付税特例措置拡充、合併特例債創設等
		H12.4	地方分権一括法施行 地方分権推進のため475本の法律を一括改正
H12.12	「堺市・美原町広域行政課題連絡協議会」改組 構成員を首長、助役等に変更し、合併問題を検討項目に追加	H12.12	「大阪府市町村合併推進要綱」策定 府内30の合併パターンを例示
H14.3	連絡協議会共同研究報告書「地方分権時代に対応した両市町行政のあり方」公表	H13.8	「市町村合併支援プラン」策定 政令指定都市の要件緩和、国庫補助事業等の重点投資、優先配分等
H14.5	連絡協議会共同研究報告書の概要「みんなで考えよう地域の未来」各戸配布	H14.7	「大阪府市町村合併支援プラン」策定 合併協議会運営支援、府事業の重点実施、地域版支援計画の策定（H15.2改定により追加）等
H15.1	「堺市・美原町任意合併協議会」設置 法定合併協議会設置に向けた準備協議。構成員は首長、助役、議員。2回開催。		
H15.3	堺市議会及び美原町議会で合併協議会設置議案可決 美原町住民の直接請求による合併についての意思を問う住民投票条例案否決		
H15.4	「堺市・美原町合併協議会」設置	H15.4	大阪府が堺市及び美原町を「合併重点支援地域」に指定 大阪府が堺市との間で「(仮称)政令指定都市移行連絡準備会議」を設置決定

# 市町村合併の手続きの概要



## 新設合併と編入合併の比較

項 目	新設合併	編入合併	
定 義	2以上の市町村の区域をもって新たに市町村を置くことで、市町村数の減少を伴う	市町村の区域を他の市町村に編入することで、市町村数の減少を伴う	
法人格	合併関係市町村の法人格は一旦なくなり、新たに法人格が発生	編入する市町村の法人格が継続	
合併後の市町村の名称	新たに制定	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することも可能	
事務所の位置	新たに制定	通常は編入する市町村の事務所の位置	
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は失職 合併選挙により選任されるまでの間、市町村長職務執行者を選任する	編入される市町村の長のみ失職	
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議員は失職 合併市町村の法定数による設置選挙	編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職
	特例	設置選挙において、新設合併の特例定数とする 合併関係市町村の議員で、合併市町村の被選挙権を有する者は最長2年間在任	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする 編入される市町村の議員で合併関係市町村の議員の被選挙権を有する者は、編入する市町村の議員の残任期間だけ在任する。この場合、最初の一般選挙で編入合併の特例定数を採用可能
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員は失職	編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員は失職
	特例	合併関係市町村の委員の内、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、10～80人の範囲で1年以内在任可能	編入される市町村の委員の内、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、40人の範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任可能
特別職の職員	新たに選任	編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は全員失職	
条例規則	新たに制定	編入する市町村の条例規則を適用する(合併により必要な改正を行う)	
市町村建設計画の策定	新たな市町村が設置されることから、新市町村の全域を対象として策定されることが多い	編入される区域が果たす役割などを考慮し、編入される地域を中心として策定されることが多い	
合併特例債	上記計画に準じて策定する事業に適用	上記計画に準じて策定する事業に適用	
事務事業の調整	協議の基軸を明確に決められない難しさがある	編入する市町村の制度を基軸に、編入される市町村の良い制度は残すなど配慮を要する	

## 市町村合併に関する国・府の支援措置（主なもの）

### 国の市町村合併に伴う特例措置の概要

#### 政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われた場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。

#### 地方交付税の算定特例

- ・ 合併後 10 年間は、合併しなかった場合の地方交付税額が全額保障される。
- ・ その後 5 年間については、段階的に特例増加額が縮減される。

#### 合併特例債

- ・ 合併後のまちづくりに必要な経費の 95% に特例地方債が充当される。
- ・ 元利償還金の 70% が地方交付税で措置される。

#### その他

合併による新しいまちづくりを進めるため、

道路や市街地など社会生活基盤の整備

保健・医療・福祉・教育の充実 など多方面にわたり、各省庁から事業が優先採択され、補助がなされる。

### 大阪府市町村合併支援プランの概要

#### 合併を検討するにあたっての支援

合併重点支援地域に指定された市町村などに対し府職員がアドバイザーとして協力するなど、積極的な助言・情報提供が行われる。

#### 法定合併協議会に対する支援

合併協議会の運営が円滑に進むよう、府職員の派遣や運営経費についての助成がある。

#### 合併を通じたまちづくりに対する支援

- ・ 合併市町村の一体化の促進になる社会基盤の整備事業などが重点的に実施される。
- ・ 地域整備に対する補助金や貸付金の活用や国庫補助事業の優先採択が行われるよう支援される。
- ・ 府事業の重点的实施や合併市町村が行う事業に対する支援措置を具体化するため、合併重点支援地域ごとに「地域版支援計画」が策定される。

**「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）の概要**  
（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用）

1 趣旨（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか委員については請求代表者または同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求またはこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例（第5条の2、第5条の3、附則第2条の2）

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

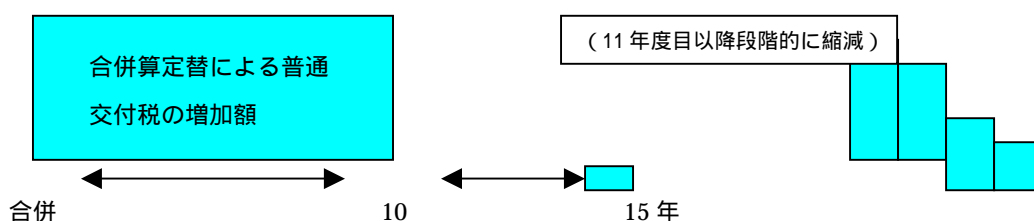
平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

- 7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第6条、第7条）
- (1) 新設合併の場合  
 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）  
 合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）  
 在任特例を活用する場合  
 合併前の議員が2年までの期間在任が可能
- (2) 編入合併の場合  
 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）  
 増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能  
 定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$   
 増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間  
 在任特例を活用する場合  
 編入先の議員の任期まで在任が可能  
 さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
- 8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第7条の2）  
 関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。
- 9 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）  
 選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。
- 10 職員の身分の取扱い（第9条）  
 一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。
- 11 一部事務組合等に関する特例（第9条の2）  
 一部事務組合又は広域団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議により規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。
- 12 地方税に関する特例（第10条）  
 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。  
 合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。
- 13 地方交付税の額の算定の特例（第11条）  
 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。





- 14 地方債の特例等（第 11 条の 2）
  - （ 1 ） 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。  
一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等  
地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
  - （ 2 ） 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。
- 15 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第 13 条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。
- 16 流域下水道に関する特例（第 14 条）

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。
- 17 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第 15 条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、又は合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
- 18 国、都道府県等の協力等（第 16 条）
  - （ 1 ） 国の役割  
都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施  
合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
  - （ 2 ） 都道府県の責務  
市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施  
市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整  
市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置
- 19 合併協議会設置の勧告（第 16 条の 2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。
- 20 特別区に関する特例（第 17 条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項）を除き、特別区にも適用される。
- 21 罰則（第 18 条、第 19 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

## 政令指定都市制度の概要と移行による効果

区分	制度の概要	移行による効果
1. 要件	<p>人口50万以上で、政令で指定する市（地方自治法第252条の19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口（おおむね100万人程度、又は近い将来100万人になる見込みがあること。）その他都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市（現在、全国で13市あります。）と同程度にあるとみられる都市が指定されます。</li> </ul> <p>* 総務省は、平成17年3月までの市町村合併の場合には、人口要件緩和の方向を示しています。</p>	
2. 事務配分の特例	<p>都道府県が処理する事務のうち、民生保健衛生、都市計画、土木建設、教育など市民生活に直結した事務（中核市への既移譲事務を除く。）が移譲されます。</p> <p>（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> <li>市内の指定区間外の国道、都道府県道の管理</li> <li>教職員の任免、給与決定 など100を超える事務</li> </ul>	市民サービスが効果的、総合的に行えるようになります。
3. 関与の特例	<p>知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接主務大臣の関与となります。</p>	市民サービスのスピードアップが図れます。
4. 組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の区域を分けて区が設置されます。</li> <li>区には、区長と区収入役が置かれ、任意に区助役を置くことができ、戸籍、住民票の発行をはじめ多くの事務を市長に代わって、区長が行うようになります。</li> <li>公平委員会に代わって、人事委員会が設置されます。</li> <li>区選挙管理委員会が設置されます。</li> </ul>	身近できめ細かい市民サービスを行うことができます。
5. 財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税が特別の基準で算定されます。</li> <li>地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金の増額が見込まれます。</li> <li>新たな財源として、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、宝くじ発売収益金が交付されます。</li> <li>地方債発行の許可権者が都道府県知事から総務大臣となります。</li> </ul>	財政基盤が強化され、大都市にふさわしいまちづくりが可能となります。
6. 決定の手続	<p>「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令」で指定します。</p>	